

神戸市老人クラブ補助要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市が老人クラブの健全な活動の推進と育成を図り、その活動に必要な経費の一部を補助するための、補助の交付基準、及び手続きを定めることを目的とする。

2 下記に定める補助金の交付については、神戸市補助金等の交付に関する規則(平成27年3月神戸市規則第38号)の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱で「老人クラブ」とは、老人の生活を健全で豊かなものにし、老人の福祉の増進を図るため、老人が自主的に組織する団体で、別に定める「老人クラブ運営基準」(以下「運営基準」という。)に準拠して結成し、運営されているものをいう。

2 この要綱で「区老人クラブ連合会(以下「区老連」という。)」とは、区を単位とした老人クラブの連携や育成指導を目的に、老人クラブによって区ごとに組織された連合会をいう。

3 この要綱で「小規模老人クラブ」とは、単位クラブ結成当初に会員数が30人以上であったが、15人以上30人未満に減少した単位クラブをいう。

(補助対象)

第3条 市は、老人クラブ及び区老連(以下「老人クラブ等」という。)に対し、その活動に必要な経費の一部を予算の範囲において補助するものとする。

(補助金の種別)

第4条 補助金は次の3種類とする。

- (1) 老人クラブ結成補助金(以下「結成補助金」という。)
- (2) 老人クラブ活動補助金(以下「単位クラブ活動補助金」という。)
- (3) 区老人クラブ連合会事業補助金(以下「区老連事業補助金」という。)

(結成補助金)

第5条 結成補助金は、老人クラブの結成に要する経費のうち、区長が適当と認めたものについて、交付する。

(単位クラブ活動補助金)

第6条 単位クラブ活動補助金は老人クラブが会員の生きがいを高め健康づくりを進める活動や、ボランティア活動をはじめとした地域を豊かにする各種活動、子育て支援活動、地域における見守り活動、高齢者相互の助け合い活動等を行うために要する、講師謝金、図書購入費、各種資料印刷費、消耗品消耗器材購入費、通信運搬費及び器材器具借上費等の経費として、区長が適当と認めるものについて交付する。

(区老連事業補助金)

第7条 区老連事業補助金は、区老連が会員の生きがいを高め健康づくりを進める活動や、ボランティア活動をはじめとした地域を豊かにする各種活動、子育て支援活動又は地域における見守り活動等を行うために要する、講師謝金、図書購入費、各種資料印刷費、消耗品消耗器材購入費、通信運搬費及び器材器具借上費等の経費のうち、区長が適当と認めるものについて交付する。

(補助金の交付の時期)

第8条 単位クラブ活動補助金及び区老連事業補助金は、請求書受理後遅滞なく当該年度分を一括交付する。

2 当年度新たに結成された老人クラブに対する単位クラブ活動補助金は、結成の属する月から当年度末までの分を請求書受理後遅滞なく一括交付する。

3 結成補助金は、前項の補助金とともに、請求書受理後遅滞なく一括交付する。

(補助金の額)

第9条 補助金の額は、次の各号のとおりとする。

(1) 結成補助金 10,000円

(2) 単位クラブ活動補助金

会員数	補助金額	会員数	補助金額
30人～34人	年額102,000円以内	35人～39人	年額106,000円以内
40人～44人	年額110,000円以内	45人～49人	年額114,000円以内
50人～54人	年額118,000円以内	55人～59人	年額120,000円以内
60人～64人	年額122,000円以内	65人～69人	年額124,000円以内
70人～74人	年額126,000円以内	75人～79人	年額128,000円以内
80人～84人	年額130,000円以内	85人～89人	年額132,000円以内
90人～94人	年額134,000円以内	95人～99人	年額136,000円以内
100人～104人	年額138,000円以内	105人～109人	年額140,000円以内
110人～114人	年額142,000円以内	115人～119人	年額144,000円以内
120人～124人	年額146,000円以内	125人～129人	年額148,000円以内
130人～134人	年額150,000円以内	135人～139人	年額152,000円以内
140人～144人	年額154,000円以内	145人～149人	年額156,000円以内
150人～154人	年額158,000円以内	155人～159人	年額161,000円以内
160人～164人	年額164,000円以内	165人～169人	年額167,000円以内
170人～174人	年額170,000円以内	175人～179人	年額173,000円以内
180人～184人	年額176,000円以内	185人～189人	年額179,000円以内
190人～194人	年額182,000円以内	195人～199人	年額185,000円以内
200人～204人	年額188,000円以内	205人～209人	年額192,000円以内
210人～214人	年額196,000円以内	215人～219人	年額200,000円以内
220人～224人	年額204,000円以内	225人～229人	年額208,000円以内
230人～234人	年額212,000円以内	235人～239人	年額216,000円以内
240人～244人	年額218,000円以内	245人～249人	年額222,000円以内
250人～254人	年額226,000円以内	255人～259人	年額230,000円以内
260人～264人	年額234,000円以内	265人～269人	年額238,000円以内
270人～274人	年額242,000円以内	275人～279人	年額246,000円以内

280人～284人	年額250,000円以内	285人～289人	年額254,000円以内
290人～294人	年額258,000円以内	295人～299人	年額262,000円以内
300人～304人	年額266,000円以内	305人～309人	年額270,000円以内
310人～314人	年額274,000円以内	315人～319人	年額278,000円以内
320人～324人	年額282,000円以内	325人～329人	年額286,000円以内
330人～334人	年額290,000円以内	335人～339人	年額294,000円以内
340人～344人	年額298,000円以内	345人～349人	年額302,000円以内
350人～354人	年額306,000円以内	355人～359人	年額310,000円以内
360人～364人	年額314,000円以内	365人～369人	年額318,000円以内
370人～374人	年額322,000円以内	375人～379人	年額326,000円以内
380人～384人	年額330,000円以内	385人～389人	年額334,000円以内
390人～394人	年額338,000円以内	395人～399人	年額342,000円以内
400人～404人	年額346,000円以内	405人～409人	年額350,000円以内

小規模老人クラブは年額31,600円以内とする。

(3)区老連事業補助金 年額240,000円+90円×当該年度の4月1日(第12条による申請の時期までに新たに結成された老人クラブについては結成日とする。)現在の区老連会員数

(4) 補助金の額に10円未満の端数が生じる場合はこれを切り捨てる。

(申請手続)

第10条 結成補助金の交付を受けようとするときは、結成届(様式第1号)及び結成補助金交付申請書(様式第2号)に、規約及び結成のための事業計画書(様式第6号)を添付しなければならない。

2 単位クラブ活動補助金の交付を受けようとするときは、活動補助金申請書(様式第2号)に当該年度の4月1日(当年度新たに結成された老人クラブについては結成日とする。)現在の会員名簿、当該年度の事業計画書(様式第3号)及び収支予算報告書(様式第4号)を添付しなければならない。

3 区老連事業補助金を受けようとするときは、区老人クラブ連合会事業補助金交付申請書(様式第8号)に、当該年度の事業計画書(様式第3号)及び収支予算報告書(様式第4号)を添付しなければならない。

4 前各項の申請書は、結成補助金、単位クラブ活動補助金については老人クラブの代表者、区老連事業補助金については区老連の代表者(以下「申請者」という。)から区長に提出するものとする。

(対象外経費)

第11条 次に掲げる経費については、補助金の交付対象とならないものとする。

(1)他の地域団体その他団体への記念行事お祝い金、神事、祭り等に対する協賛金(地域団体がその事業実施団体の一員として分担するものを除く)

- (2) 単に、地域団体の会員及び役員等という身分上の理由をもって支給する給与報酬等(広報配布費等の報償費は除く)
- (3) 慶弔費
- (4) 飲食を主たる目的とした会合に係る経費
- (5) 国、県、市及びその他の団体等から補助金等が交付される場合において当該補助金等により充当される経費
- (6) 本人が負担することが適当なものや個人の利益となるような物品等にかかる経費
- (7) その他区長が不適と認めたもの
(申請の時期)

第12条 第10条に基づく申請書の提出時期は、次のとおりとする。

- (1) 結成補助金 結成の翌月の10日まで
- (2) 単位クラブ活動補助金 当該年度の5月31日まで。ただし、当年度新たに結成された老人クラブについては、結成の翌月の10日までとする
- (3) 区老連事業補助金 当該年度の5月31日まで
(補助金交付の決定)

第13条 区長は、補助金交付申請書(様式第2号、第8号)を受理したときは、その内容を審査のうえ適当と認める場合は、当該年度の補助金の交付の決定を行い、補助金交付決定通知書(様式第5号)を申請者に交付する。

(補助金の交付)

第14条 補助金交付決定通知書の交付を受けた申請者は、速やかに当該補助金に係る補助金交付請求書(様式第12号、第13号)を区長に提出しなければならない。

2 区長は前項の請求書受理後、申請者に当該補助金を概算払により交付する。

(実績報告)

第15条 補助金の交付を受けた申請者は、結成補助金にあつては、事業実施後速やかに事業実施てん末書(様式第6号)を、その他の補助金にあつては、翌年度の4月30日までに、当該年度の事業実績報告書(様式第3号)及び収支決算報告書(様式第4号)を区長に提出しなければならない。

2 区長は前項の報告書受理後、その内容を審査のうえ適当と認める場合は、補助金交付額を確定し、補助金額確定通知書(様式10号)により通知する。なお、既に交付した補助金交付決定通知書(様式第5号)と同額の場合は、通知を省略することができる。

(老人クラブの届出義務)

第16条 補助金の交付を受けた老人クラブ等が、次の各号の一に該当する場合には、その代表者は速やかに区長に届け出なければならない。

- (1) 老人クラブを解散しようとするとき(様式第1号)
- (2) 代表者を変更したとき(様式第7号)
- (3) 規約を改正したとき
- (4) 当該年度の事業計画を大幅に変更しようとするとき(様式第9号)

(補助金の管理等)

第17条 補助金の交付を受けた申請者は、補助金の管理のため、補助金の使途を明確にした帳簿類の整備、管理及び領収書等の保管等による適正な経理を行い、当該補助金の活動の終了又は中止(廃止)後、当該活動年度の次年度から起算して5年間保存しなければならない。

(補助金の取消しと補助金の返還)

第18条 区長は、補助金の交付を受けた老人クラブ等が、次の各号の一に該当すると認めるときは、補助を受けた老人クラブ等に対し、補助金の交付の決定を取り消すことができるものとする。なお、補助金の交付額の確定があった後においても適用があるものとする。

- (1) この補助要綱に違反したとき。
- (2) 不正な手段で交付をうけたとき。
- (3) 年度途中で解散したとき。
- (4) 事業計画と大幅に異なる事業を実施したとき。
- (5) 事業計画に記載した事業を実施しなかったとき。
- (6) 経費が補助金額に満たないとき。
- (7) その他区長が不相当と認めるとき。

2 区長は、前項により補助金の交付を取り消したときは、老人クラブ等に補助金交付決定取消通知書(様式第11号)を通知するものとし、既に交付した補助金については、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(調査又は報告)

第19条 区長は、必要があると認めるときは、期日を定めて、老人クラブ等の調査を行うとともに、その運営について報告を求め、適切な指導をすることができるものとする。

附 則

- 1 此の要綱は、昭和47年4月1日から実施する。
- 2 神戸市老人クラブ助成要綱(昭和34年8月1日から施行)は、昭和47年3月31日をもって廃止する。

附 則

この要綱は、昭和48年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和49年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和50年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和51年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和52年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和54年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和56年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成3年12月2日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 20 年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 22 年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 27 年4月1日から実施する。

附 則

1 この要綱は、平成 31 年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後においても、旧様式については当面の間使用可能とする。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から実施する。なお、令和2年度中に交付された老人クラブ事業補助金及び活動補助金についても、当該要綱第6条に基づく経費として執行した場合は、その補助金の種類を問わず対象経費として計上することができるものとする。

(経過措置)

2 この要綱の施行後においても、令和2年に使用していた旧様式については当面の間使用可能とする。